

「事務執行のあり方に関する検討委員会」が、

広島市で初めて

## 政・官ゆ着

## 調査し報告書提出

(詳細は裏面参照)

## ゆがめられた市政

## 自治体本来の姿へ

市の人事や入札に  
議員から不当な圧力が!

### 「市民生活を守る市政」へ 画期的な一歩

## 議員の圧力 排除へ市長が 断行

市長がはじめて「政・官のゆ着問題」に触れたのは、昨年(02年)3月15日の予算特別委員会。

市長は、森元前助役(同年3月辞任)が政からの理不尽な恫喝に悩み、苦しんでいたことを明らかにし、同助役辞任の理由は、「政・官のゆ着を断ち切るための人身一新だ」と述べました。

さらに市長は、「(政からの)恫喝も限度を超えてきた。これまでの助役のほとんどの仕事は、外圧との調整だった。市の人事問題も議会の意向で左右されていた」との認識に立ち、調査委員会(後に検討委員会)の設置に踏み切りました。

◆事務執行のあり方に関する検討委員会とは  
2002年4月22日設置

(目的)

①職員と市議会議員等との関係についての実態把握の調査

②職員と市議会議員等とのあるべき関係とルールづくり等の検討

(調査方法)

職員からの調査表の提出、ヒアリング

・職員から提出された調査表204人分

・報告事例618件 うち検証対象605件

# 市政を風通しのよいものに

「事務執行のあり方に関する検討委員会」(委員長 山田康助役)は昨年12月27日、「政・官ゆ着」に関する調査結果をまとめ、市長に報告しました。

同委員会は、市長が、「市政を真に風通しのよいものにした」と昨年3月に提起し設置されたもので、広島市では初めてのとりくみです。

調査報告によると、議員による市の人事や入札への不当な圧力が、市民のくらしや福祉を守り、貴重な税金を大切に使うという自治体本来の仕事をゆがめてきた実態が明らかとなりました。

報告では、政と官のあるべき関係とルールづくりについて検討がされており、市民のための市政を取り戻す作業に一歩踏み出したという点で画期的です。今後、市長のリーダーシップによる実行が求められます。

## 日本共産党市議団は

事実であれば、「ムネオ疑惑」と同じ。  
重大問題として徹底究明を求めてきました。

日本共産党広島市議団は、昨年3月予算議会で市長がこの問題に言及したその日にコメントを発表。「事実であれば、鈴木宗男事件と同じく、政の介入で市政がゆがめられていたということであり重大問題」として、徹底的な真相究明を求めてきました。

「議員からの不当な圧力の排除」は、  
全国に広がる新しい流れ。  
先進例を示して、議会でもとりあげました。

全国では、福岡市やつくば市が条例を制定するなど、「議員の不当な圧力」を排除する取り組みが広がっています。日本共産党は議会でも、他都市の先進例を示してルールづくりの検討を求めてきました。

# 事務執行のあり方に関する検討委員会」報告書の概要

## 検討委員会の検討経過

同委員会は、まず、職員と議員等との現状を把握するための実態把握調査を実施。

検証対象は、職員と議員との関係だけでなく、職員が何らかの圧力を感じ、事務の執行に影響を与え得る者などとの関係も含め、実際に議員等からの圧力があつたものだけでなく、議員等とのあらゆる接触事例についての報告を求めています。

調査方法は、職員からの調査表の提出およびそれに基づくヒアリングを実施。204人（報告事例618件）からの調査表提出を受け、内容が不確かなものなどを除いた605件の事例について、問題点の抽出と新たなルールづくりの検討をおこなっています。

## 国や他の地方公共団体の状況

報告書では、外務省と特定の国会議員との関係を巡る一連の不祥事・疑惑や、他の地方公共団体における公共工事を巡る不祥事などを上げ、国や県・市レベルで職員と議員との関係を見直すとりくみが始まっていることについても述べています。

## 実態把握調査サンプル

検証対象 605件

《内訳》

議員等との接触等 452件

業務上の圧力等 83件

業務外の圧力等 71件

あきらかとなった問題点 (要旨)	具体的対応策の提案 (要旨)
<p><b>議員側の問題</b></p> <p>1. 議員の要請等の内容に係る問題 &lt;記載事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の職員の異動又は昇任についての要請</li> <li>特定の者の採用、特定の業者の指名についての要請</li> </ul> <p>2. 議員の要請等のやり方に係る問題 &lt;記載事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の昇格要請を拒否したら、内示前に自宅まで報告に来るよう求められた。</li> </ul> <p><b>職員側の問題（圧力を圧力と感じない風土）</b></p> <p>1. 業務上の接触に係る職員の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員の立場を尊重し、無理は承知で応える。</li> <li>議員に「貸し」を作り、議会での追及を和らげてもらう。</li> </ul> <p>2. 業務以外の接触に係る職員の意識</p> <p>議員の主宰するパーティーの誘いを断った者には、不利な取扱いをするよう、働きかけがおこなわれていた。</p> <p>3. 職員の意識改革等</p> <p>圧力を圧力と感じない風土は、職員の認識不足や「事なかれ主義」、あるいは議員の影響力を考えての保身からくるものであり、いずれも改められる必要がある。</p>	<p><b>議員等から業務上の働きかけを受けたときの対応策</b></p> <p>1. 接触ルールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的な場所（職場、議員控室等）で接触することを原則とする。</li> <li>接触内容を記録し、市長へ報告する。</li> <li>公正な職務の遂行を損なう要求は拒否する。</li> <li>第三者の同意・依頼なく、個人情報に議員に提供しない。</li> <li>接触ルールを積極的に公表する。</li> </ul> <p>2. 組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接触ルールの実効性を担保するため、公正職務調査員（仮称）を置く。</li> <li>各局、各課での対応が異ならないよう各局に接触ルールにかかる調整責任者を置く。</li> </ul> <p><b>議会对応で職員が議員に接触するときのルール</b></p> <p>次のことを禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な理由なく質問をしないよう依頼すること。</li> <li>答弁書を質問者に事前に見せること。</li> <li>質問文の作成を議員に求められておこなうこと。</li> <li>合理的な理由なく特定の議員のみ情報提供や説明をおこなうこと。</li> </ul> <p><b>業務以外の事項に係る職員と議員との関わり方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員から個人に対する政党機関紙、政治資金パーティー等の購入の働きかけをやめてもらい、すべて企画総務局を通すようにする。</li> <li>利害関係者との飲食、ゴルフ、遊技または旅行や利害関係者からの贈与等を制限している職員倫理規則と同様の規制が必要と考える。</li> </ul>

## 不当要求・不当圧力の排除に関する他都市の取組等

議員等との接触について文書作成を義務付けるもの	内閣	『政と官の在り方』閣僚懇談会申合せ	2002年7月16日発表
	外務省	外務省改革「行動計画」	2002年8月21日発表
	鳥取県	公職者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領	2002年8月1日施行
議員自身の倫理基準を定めるもの	福岡市	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例	1999年5月2日施行
	つくば市	つくば市議会議員政治倫理条例	2000年11月30日施行
外部からの要求について不当なものかどうかを審査するもの	近江八幡市	コンプライアンス条例	2001年7月1日施行
	福岡市	職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程	2002年4月1日施行